

新型コロナウイルス感染症対策に係る那覇市立壺屋焼物博物館の開館にむけた対応方針
(暫定版)

令和 2 年 5 月 27 日部長決裁

1. 目的

那覇市立壺屋焼物博物館を開館するにあたり、施設に来館する者（以下「来館者」）及び当該施設の職員や委託する民間事業者（以下「従事者」）への新型コロナウイルス感染拡大を防止するため対応方針を定める。

2. 本対応方針の設定期間

令和 2 年 5 月 27 日～当分の間

3. 開館の条件

（１）来館者の受け入れは、以下の感染予防対策を施すことを前提に再開する。

① 従事者の体調管理及び施設内の基本的な消毒対策

（ア）従事者は、就業前に検温を行い施設管理責任者に報告する。就業中はマスクを着用し、こまめに手洗いをを行い、定期的に手指消毒を実施する。
また、必要に応じて手袋を着用する。

（イ）従事者に、発熱、咳等の症状、その他体調不良が確認された場合は、出勤を停止する。

（ウ）施設内に消毒液等を配置し、常に使用できるよう常備する。

② 入場者整理の方法

（ア）来館者には入館の際に、健康状態の聞き取りを行い、マスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒の実施を要請する。

（イ）発熱、咳等の症状、その他体調不良が確認された来館者、マスク不着用の来館者は、入館を制限する。

（ウ）来館者相互の対人距離が 2 メートルを保てる程度の入館者数に入場を制限する。

③ 対人距離の確保

（ア）来館者相互の対人距離は 2 メートルを保つよう施設内掲示等によって注意喚起を行う。

（イ）来館者相互の対人距離が 2 メートルを保てるよう、施設内の座席等設備の配置を行う。

（ウ）従事者は、受付カウンター等滞留が生じる場所において来館者相互の対人距離が 2 メートルを保つよう導線を作成し、誘導等を行う。

（エ）飛沫感染対策として、対面となる受付カウンター等は透明ビニールカーテン等で遮断する。

- ④ 施設の換気対策
 - (ア) 開館中の屋内は、常時換気（エアコンによる強制換気、換気扇の稼働、必要に応じた窓等の開放）を実施する。
 - (イ) 換気が困難な箇所は一時的に閉鎖、使用停止する。
- ⑤ 施設・設備・物品等の消毒対策
 - (ア) 各出入口の他、必要な箇所に消毒液を設置し、各トイレには石けんを備え、来館者への利用推奨を掲示する。
 - (イ) 他者と共有する物品や多数の来館者の手が触れる場所（館内のドア、手すり、エレベーター、トイレ等）は、消毒液等による清掃を強化するとともに、定期的な消毒を行う。
 - (ウ) 消毒等が困難な箇所・備品の一時的な閉鎖、使用を停止する。
- ⑥ その他基本的な感染拡大予防策
 - (ア) 従事者へ感染症予防への注意喚起と消毒・接客等の具体的手順の確認を行う。
 - (イ) 屋内における会議等は、2メートル以上の対人距離を確保して行う。
 - (ウ) 会議等への出席者には体調確認を行い、発熱、咳等の症状、その他体調不良が確認された場合は出席を制限する。
- ⑦ 施設独自の感染予防対策
 - (ア) 高齢者、児童を対象とした施設主催のプログラム・イベントは当面の間、中止・延期を検討する。
 - (イ) 他機関からの依頼・連携による事業については、事前の調整を行い、対応を検討する。
 - (ウ) 事前に調整がない展示解説は行わない。

（３）施設管理者の任務

- ⑧ 上記（１）の対策状況を確認すること。
 - ⑨ 対策として求める注意喚起等の周知活動や設備の配置、消毒剤等の配備を適切に行うこと。
 - ⑩ 施設の利用状況を把握し、必要に応じて記録すること。
 - ⑪ 従事者への情報提供を適宜行い、科学的知見に基づく消毒・接客等の具体的手順の作成、確認を行うこと。
- （４）本方針の内容は、今後の情勢の変化、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改正をおこなう。
- （５）本方針の内容は、施設入口に掲示する。

施行

第 1 版 令和 2 年 5 月 27 日